

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権の間接侵害・侵害幫助、一般フェアユース条項の導入による著作権規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件等で、ネット事業者がほぼ直接権利侵害者と看做されてしまうという形等で異常拡大し、甚大な萎縮効果・社会的大混乱が起きかねない状態にあるため、著作権法上、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない安全規定の範囲を確定し、尚且つ民事的責任の制限に限って規定しているプロバイダー責任制限法を、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確な安全規定について検討することが喫緊の課題です。</p> <p>さらに、プロバイダー責任制限法による安全規定だけでなく、安全規定を確定するためにも間接侵害の明確化は必要ではありますが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上の事、特に、現在文化庁の文化審議会で検討されているような、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対に許されません。</p> <p>現在、直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているため不明確な所はありますが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛け、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となるため、無用な社会的混乱を来す事になります。</p> <p>ほぼ全国民が利用者であり権利者と看做してもおかしくない状況にあるインターネット上では、現行の個別の権利制限規制を前提とする著作権法全体がデジタル技術・情報の公正な利活用を阻害しております。</p> <p>今現在、文化庁の文化審議会において著作権法における一般フェアユース条項の導入が検討されているが、2010年6月の法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」で示された方針は、</p> <p>「A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、</p> <p>「C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用のみを権利制限の一般規定の対象とするべき」とその範</p>

	<p>囲は不当に狭く一般には使いにくい。確かに法的安定性を高めるという点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の「一般」規定とは言い難い。</p> <p>これでは、既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使いにくいものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な、狭く使いにくい「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、ほぼ全国民が利用者であり尚且つ、権利者と看做してもおかしくない状況にある場においてフェアユースのような一般規定は、保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持ち、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきでは無く、障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等、個別の権利制限規定による対処が不可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入されることを望みます。</p> <p>また、権利を侵害するか否かは、刑事罰がかかるか否かの問題でもあり、こう言った現在の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要になります。</p> <p>現在親告罪であることが多少なりとも防波堤になっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、ある意味防波堤の無い著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えても重大な問題です。</p> <p>政府には、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を深く理解し、早急な改善を望みます。</p>
<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法</p> <p>著作権法第7章及び第8章</p> <p>刑法第62条</p> <p>プロバイダー責任制限法（正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠</p>

	償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律J)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法に、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入する。 ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小を避ける事。 ・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確な安全規定について検討する。 ・合わせ、今現在の文化庁の文化審議会における、著作権法に間接侵害一般規定を設けることに関する検討を停止し、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない安全既定の範囲を著作権法上きちんと確定するための検討を開始する。 ただし、この安全規定の要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第3者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害は避けられず、絶対に許されません。